

第5次

夢育て・たちかわ子ども21プラン (中高生向け)



令和7（2025）年



立川市

第5次夢育て・たちかわ子ども21プランとは

立川市が「子どもたちの笑顔があふれ、^{かんせい}歓声が聞こえるまちに」なることを目指してつくった、子どもについての計画です。

^{だれ}誰のためのものなの？

立川市に住むすべての子ども・若者や子育てをしている人などのための計画です。

プランの期間は？

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間の計画です。

どんなことが書いてあるの？

子どもの権利や居場所・学びの場づくり、子育て支援など、立川市が取り組むことについて書いてあります（くわしくは3ページをご覧ください）。

こんな意見がありました

このプランをつくる前に、小学5年生・中学2年生・高校2年生世代の子どもたちにアンケートを行い、意見をもらいました。

あったらしいなと思う場所

-  ゲームやインターネットができる場所
-  友だちと自由におしゃべりができる場所
-  室内でスポーツができる場所

「ここに居たい」と思う場所

-  好きなことをして自由に過ごせる
-  いつでも行きたいときに行ける
-  一人でも過ごせたり、何もせずのんびりできる

子どもの権利として特に大切だと思うこと

-  子どもが家族と仲良くいっしょに過ごす時間を持つこと
-  子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと
-  障害のある子どもが差別されないこと



立川市が取り組んでいくこと

アンケートの結果などを受けて、このプランで立川市が取り組んでいくことを一部紹介します。

子どもの権利

- ・ 子どもの権利を知ってもらうため、学ぶ機会をつくります。
- ・ ^{なや}悩みや不安をまわりの大人に相談できる^{かんきょう}環境をつくります。
- ・ 意見を出しやすい機会・^{かんきょう}環境をつくります。大人はその意見を聞き、実現についていっしょに考えます。

居場所づくり

- ・ 子どもが安心して気軽に集まれる居場所をつくります。
- ・ 安全が守られるよう、学校と地域^{かんきょう}が協力して見守る環境をつくります。

学びの場づくり

- ・ 学校や地域などで楽しく学ぶ機会をつくり、一人ひとりにあった能力^のを伸ばせる^{かんきょう}環境を整えます。

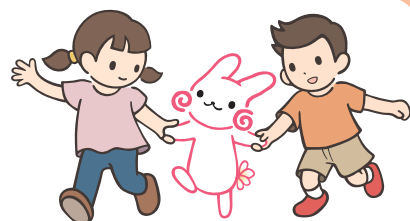
相談や支援^{し えん}

- ・ ^{し えん}支援を必要とする子ども・若者・家庭に^{そ おう えん}寄り添い応援します。
- ・ ヤングケアラーなど、困りごとを^{かか}抱えている子どもや家庭をサポートします。

まち全体で…

- ・ 地域全体で子ども・若者の成長を支える^{かんきょう}環境をつくります。
- ・ 子ども・若者が地域で^{かつ やく}活躍できる機会を増やします。

くわしい計画の内容は
市のホームページから
見るができます！



知って、守ろう!子どもの権利

「安心してくらしていける」「差別を受けない」「いじめや虐待^{ぎゃくたい}を受けない」…。こうしたことは、すべての子どもが生まれながらにもっている権利です。この権利を守るために、1989年に国連総会で「子どもの権利条約」が決められ、日本も1994年に守ることを約束しました。この条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。子どもも大人もすべての人が正しく知って守っていくことが大切です。

差別の禁止

人種や、障害の有無、家庭^{じょうきょう}の状況など、どんな理由でも差別をされないこと

子どもの最善の利益

その子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えること

生命、生存^{およ}及び発達に

対する権利

命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

子どもの意見の尊重

自分の意見を自由に表現でき、それが十分に考慮^{こうりょ}されること

だれ 誰かに相談したいときは

立川市子ども総合相談

子どもも大人も相談できます

月～土曜日（午前9時～午後5時
祝日・年末年始は除く）

042-529-8566

チャイルドラインたちかわ

あなたの気持ちを聴^きかせてね（子ども向け）

日曜日（午後3時～8時
年末年始は除く）

042-526-7622

お問い合わせ

わからないことや質問があるときは、こちらに何でも聞いてください。

立川市 子ども家庭部 子ども政策課 子ども政策係 ☎ 電話 042-523-2111 内線 1341

✉ E-Mail

kodomo-p@city.tachikawa.lg.jp